

令和4年12月23日（金）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、株式会社ReR（所在地 和歌山県和歌山市）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 横浜海事記者クラブ
竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

カハラ トシキ
河原 利幸 （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

コバヤシ カズオ
小林 和生 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1
電話048-601-3151（代）

総務部契約管理官

タグチ ミコ
田口 由美子 （内線5880）

総務部経理調達課長

イワタ トモヒコ
磯谷 智彦 （内線5870）

横浜市中区北仲通5-57
電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
株式会社 R e R	和歌山県和歌山市八番丁9番地 パーク県信ビル701号

2. 指名停止措置期間

令和4年12月23日から令和5年2月22日まで（2ヵ月）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、関東地方整備局発注の「R4さいたま新都心合同庁舎2号館、検査棟及び厚生棟建築物法定点検業務」において、調査基準価格を下回る入札額であったため、低入札価格調査の資料提出を依頼したところ、令和4年10月26日、積算金額の誤りを理由にこれを拒否した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、低入札価格調査を拒否したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内